

令和 7 年度 川崎市発達障害者支援体制整備事業委託仕様書（案）

1 委託事業名

川崎市発達障害者支援体制整備事業

2 事業の目的

この事業は、発達障害児者について乳幼児期から成人期における各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化等図ることを目的とする。

3 履行場所

川崎市内

4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

5 委託業務内容

市民及び関係者等の発達障害に対する理解を深めること等を通じて、地域での支援体制の整備を図るため、次の業務を行う。

（１） 発達相談支援コーディネーター養成研修及びフォローアップ研修の企画立案及び実施

- ① 研修内容の企画及び講師の調整
- ② 会場の手配及び使用料の支払い
- ③ 研修資料の準備
- ④ 研修の司会・進行
- ⑤ 講師謝礼の支払い
- ⑥ その他研修実施に必要な業務

（２） 関係職員等への研修及び市民に対する普及啓発に必要な事業

- ① 地域の関係機関職員及び行政職員を対象とした研修の企画立案及び実施
- ② 市民を対象とした講座の企画立案及び実施や、サポートカード、サポートノート等の啓発冊子類の作成及び普及に向けた取組。
- ③ 世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間に係る取組の企画立案及び実施
関係団体等と連携し、普及啓発イベント等を企画・実施する。
- ④ その他、研修及び普及啓発に必要な業務

（３） その他、この事業の目的を達成するために必要な事業

6 実績報告等の作成及び提出について

（１） 事業計画

契約締結日から速やかに 5 の委託業務内容にかかわる研修・普及啓発活動の実施計画書を作成し、本市の承認を得ること。

また、研修計画のテーマに変更が生じる場合は事前に発注者と受注者で協議の上、決定するものとする。

(2) 実績報告

研修・普及啓発活動の実績報告書及び当日配布資料を、その都度報告することとする。

なお、川崎市発達障害者支援センター運営事業における実施報告書に記載することも可とする。

7 個人情報の適正管理

(1) 受託者は、本事業で知り得た事項を電子データ管理する場合は、厳重に保管すること。また、委託業務が終了する場合の電子事務機器における残存データに関しても、必ず責任を持って対応し、それを起因とする漏えいに関しては履行期限外でも責任を負うものとする。

(2) 業務を通じて知り得た情報は、当該業務以外の目的で使用してはならない。

8 その他

(1) 本業務を履行日までににかかる必要な準備費用などは、すべて受託者の負担とする。

(2) 本仕様書に定めのない事項等については、川崎市委託契約約款及び個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項に定めると共に、発注者と受注者で協議の上、決定するものとする。

(3) 本事業における成果物等についての一切の権利は、川崎市に帰属するものとする。

(4) 契約金額は、本業務に係る経費等一切の経費を含めるものとする。